



妊娠と出産

妊娠が分かったら

妊娠の兆候が現れたら、できるだけ早く産婦人科に行き、赤ちゃんとお母さんのための健康診査を受けましょう。妊娠が確定したそのときから、届けや手続きの必要なものがあります。時期が決まっているものが多いので、忘れないように注意しましょう。妊娠が分かったら、家族や職場の人と今後のことを話しあいましょう。

● 妊娠後の手続き

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

母子健康手帳

産婦人科で妊娠がわかったら、市町村役場で母子健康手帳をもらいます。妊娠中からのお母さんの体の変化と出産の様子、健診結果や予防接種の記録など、子どもの大切な成長記録です。妊娠・出産・育児についての知識も記載されています。

妊婦健康診査

最寄りの医療機関で、定期的に健康診査を受けましょう。なお、健診費用に対して一部補助が受けられる制度があります。(県内全市町村で14回補助)。受診票は、母子健康手帳と一緒に交付されます。さらに、多児妊娠の場合は、上乗せ補助が受けられる市町村もあります。

妊娠教室・両親学級

妊娠・出産についての正しい知識や、妊婦体操、新生児の世話について学ぶ、妊婦とそのパートナーのための教室です。産婦人科医、助産師、保健師、栄養士などがそれぞれの分野からアドバイスしますので、健診では聞けないことを質問するチャンスです。

● 出産時の手続き

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、出生届を提出します。手続きは、親の居住地、親の本籍地、赤ちゃんの出生地のいずれかの市町村で行います。出生届の出生証明書は医師か助産師に記入してもらい、母子健康手帳、印鑑を持参します。

児童手当の申請

中学校終了前(15歳到達後の年度末)までの児童を養育している人に支給されます。

支給を受けるには、出生の翌日から15日以内に、各市町村へ(公務員は各職場へ)申請し、認定を受ける必要があります。支給は原則として、年3回、6月、10月、2月に4か月分ずつ支給されます。

支給額(月額) 児童一人あたり次の額が支給されます。

- 3歳未満: 15,000円
- 3歳~小学校修了前(第1~2子): 10,000円 / (第3子~): 15,000円
- 中学生: 10,000円

※ 受給者の所得額が、国の定める所得制限額を上回る場合は、児童一人あたり一律5,000円の支給となります。

産後健康診査

産後間もない時期の母親に対する健診費用の一部の補助が2回受けられる制度があります。受診票は市町村から交付されます。

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら保健師・助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの成長・発達の様子を見たり、育児の相談に応じます。

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

